

議会人事

定例会初日の2月25日に、柏清風の中沢裕隆氏及び市民サイドの松本寛道氏からそれぞれ議員辞職願が提出され、同日付で辞職が許可されました。また、

護憲市民会議の末永康文氏から3月31日付で議員辞職願が提出され、辞職が許可されました。

委員会の委員変更

議員辞職に伴い、各委員会の委員が次のように変更になりました。
▼総務委員会
柏清風の小島晃治氏が新たに委員長に就任しました。

▼建設経済委員会
日本共産党の渡部和子氏が新たに副委員長に就任しました。
▼議会運営委員会
柏清風の助川忠弘氏が新たに委員になりました。

▼建設経済委員会
日本共産党の渡部和子氏が新たに副委員長に就任しました。

市民サイドは会派解消となり、委員会
教育民生、建設経済
総務、市民環境
議案等採決
※本会議の傍聴は本庁舎7階の傍聴者入口で、委員会の傍聴は本庁舎6階の議会事務局でお申し込みください。また、本会議の様子は、インターネット中継でもご覧いただくことができます。

▼建設経済委員会
日本共産党の渡部和子氏が新たに副委員長に就任しました。

6月定例会の告知らせ
6月定例会は次の日程で行われる予定です。
招集日 6月3日
質疑並びに一般質問 9・10・13・16日

6月定例会の告知らせ
6月定例会は次の日程で行われる予定です。
招集日 6月3日
質疑並びに一般質問 9・10・13・16日

議案の審議結果

※議案・請願の採決に際し、各党派、議員から示された最終的な態度表明です。

Table with columns: 議案番号, 件名, 結果, 柏清風9人, 公明党8人, 新政5人, 日本共産党4人, 護憲市民会議3人, 政和会2人, 無所属A1人, 無所属B1人, 無所属C1人. Includes sections for 市長提出議案 and 議員提出議案.

請願の審議結果

Table with columns: 請願番号, 件名, 主旨, 結果, 柏清風9人, 公明党8人, 新政5人, 日本共産党4人, 護憲市民会議3人, 政和会2人, 無所属A1人, 無所属B1人, 無所属C1人.

○：賛成 ×：反対 棄：棄権 注) ①反対には、態度保留・継続など積極的に賛成でない立場も含まれます。②議長は会派人数から除いています。

編集後記
平成23年3月議会は、3月11日に発生した東日本大震災によって東北地方が戦後未曾有の被害を受けたという状況のもとで閉会しました。被災された方々に心からお見舞いを申し上げるとともに、被災地への救援と復興のため力を尽くしたいと思えます。今議会は予算の組み替え動議や条例が議員から積極的に提案され、議会報も「議会がかわる」紙面に改善の努力をしています。(目下みや子)

柏市がん対策基本条例 (議員提出議案第1号)
がんは、市民の疾病による死亡の最大原因であり、市民の生命及び健康にとって重大な問題になっている。
がん患者及びその家族(以下「がん患者等」という。)がきめやかなサービスを受けるためには、市民生活にも密着した市の役割が重要である。
本市は、市内にがん診療連携拠点病院(がん診療連携拠点病院の整備に関する指針(健発第0301001号平成20年3月1日厚生労働省健康局長通知)に基づき厚生労働大臣が指定する医療機関をいう。以下同じ。)が2ある中核市であり、総合的かつ計画的ながん対策を進めてきた。
これまでの取組をさらに発展させ、予防、早期発見、適切な医療提供、がん患者等の生活の質に配慮した在宅医療及び緩和ケア等のより効果的な施策につなげていくため、ここに柏市がん対策基本条例を制定する。
(目的)
第1条 この条例は、本市におけるがん対策を総合的に推進することを目的とする。
(市の責務)
第2条 市は、地域の統計の分析に基づき、がん対策を効果的かつ効率的に実施するよう努めるものとする。
2 市は、国、県及び近隣地方公共団体と協力し、がん対策を実施するよう努めるものとする。
(市民の責務)
第3条 市民は、がんに関する正しい知識を持ち、喫煙、食生活、運動、生活習慣の改善等によるがんの予防及び積極ながん検診の受診に努めるものとする。
(がん診療連携拠点病院並びに保健、医療及び福祉の関係機関相互の連携)
第4条 市は、がん診療連携拠点病院並びに保健、医療及び福祉の関係機関相互の連携を強化し、がん患者等の支援に努めるものとする。
2 市は、前項に規定する連携を推進するために必要な人材及び関係団体の育成等の支援を行うよう努めるものとする。
(市民への情報提供)
第5条 市は、市民のがんの予防及び積極ながん検診の受診に資するよう、市民に対し、がん対策に関する情報提供に努めるものとする。
(がん検診受診率等の向上)
第6条 市は、がんの早期発見に資するため、がん検診受診率及びがん検診の精度の向上に努めるものとする。
(総合的な相談体制の支援)
第7条 市は、がん患者等に対するがんの予防、早期発見、治療、緩和ケア、在宅医療等に係る総合的な相談体制の支援に努めるものとする。
(在宅療養を希望する者への対応)
第8条 市、医療機関及び介護サービス従事者は、在宅療養を希望するがん患者等に対し、相互に連携し、適切かつ迅速な対応をするよう努めるものとする。
(財政措置)
第9条 市は、この条例に定める施策が計画的に実施されるよう、必要な財政措置を講ずるよう努めるものとする。
(市議会への報告)
第10条 市長は、この条例に定める施策に関し、毎年1回、市議会に報告するものとする。
附則
この条例は、公布の日から施行する。

議会だより1面写真 違者結果
【発行日】【氏名(敬称略)】 【作品名】 【撮影場所】
5/1 西典子 観音寺の庭 逆井・観音寺
8/1 青島正明 盛夏 あけぼの山農業公園
1/1 高橋信雄 雪の庭園 柏の葉公園
2/1 高橋 勉 雪のあけぼの山 あけぼの山農業公園
議会だよりの1面写真の募集に多くの方からご応募をいただき、議会広報委員会一同心より御礼申し上げます。
なお、今回選考された作品は、今後、議会だよりの1面写真に掲載する予定です。